

ご遺族手続き支援コーナーにお持ちいただくもの

手続きに必要なとなる主な持ち物は下記のとおりです。該当するものをお持ちいただきますようお願いいたします。

●ご遺族のもの

- 認印（相続人代表、喪主、年金請求者）
- お越しいただく方の本人確認書類
 - ・ 写真付きのもの
 - ※運転免許証、マイナンバーカード（個人番号カード）、パスポート、障害者手帳 など
 - ・ 写真付きのものがない場合は下記から2点
 - ※被保険者証（健康保険・介護保険）、年金手帳 など
- 個人番号（マイナンバー）がわかるもの [マイナンバーカード、通知カード]
- 預貯金通帳（相続人代表、喪主、年金請求者）
- 各種税等の口座引落としを、亡くなった方名義の預貯金通帳から新たに変更する場合は、変更する引落口座の預貯金通帳と金融機関印

●亡くなった方のもの

- 住民基本台帳カード（作成されている場合）
- 印鑑登録証
- 国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証
 - ※国民健康保険の世帯主が死亡された場合で、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は、加入者全員の被保険者証
 - ※亡くなった方の各種認定証（限度額適用認定証、特定疾病療養受療証など）
 - ※加入者が亡くなると、葬祭費が請求できます。（葬祭を行った場合のみ）
 - 葬祭を行ったことや喪主が確認できるもの（会葬礼状、葬祭の領収書等）
- 年金証書又は年金手帳など基礎年金番号がわかるもの
- 介護保険被保険者証 ※負担割合証、負担限度額認定証
- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
- 特別児童扶養手当証書
- 重度障害者（児）医療費助成金受給者証、高齢期移行者医療費受給者証
- 納税通知書など通知番号のわかるもの
- 原動機付自転車等のナンバープレート、原動機付自転車標識交付証明書
- 愛犬手帳
- 水栓番号が記載された水道の通知（複数ある場合は全て必要）
- 宮タク会員証、富士宮市公共交通補助券

※相続人代表者が、法定相続人ではなく遺言書によって相続人となられた場合は、遺言書（公正証書遺言・秘密証書遺言・自筆証書遺言（検認済のもの））をお持ちください。

※紛失していたり、探しても見当たらない場合は、窓口にてご相談ください。